

平成 23 年 3 月
警 察 庁

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行いました。

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則が平成23年3月30日に公布されるに当たり、次のとおり、意見公募手続の実施結果を公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則（平成23年国家公安委員会規則第3号）

2 命令等の案を公示した日

平成23年1月28日

3 頂いた御意見

今回の改正案について

特別金融商品取引業者の義務違反に係る罰則についても警備業の要件に関する規則等（以下「本規則」という。）に定める罪とするべきである。という旨の御意見が1件ありました。

特別金融商品取引業者については、金融商品取引業者に対する規制が及ぶところであり、既に当該規制に係る罰則が本規則に定められていることにより、暴力的不法行為の排除等の目的は十分に果たされていることから、特別金融商品取引業者固有の義務違反に係る罰則を本規則に定める必要はないと考えております。